

14 狩猟税

(単位 円、件)

区 分	税 率	調 定 額				
		税 額	件 数			
法第700条の52第1項	銃器	所得割額の納付を要する者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500×1/2	1,566,200	191
			法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500×1/2	2,353,400	287
			上記に該当しないもの	16,500	11,038,500	669
		所得割額の納付を要しない者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000×1/2	-	-
			法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000×1/2	-	-
			上記に該当しないもの	11,000	44,000	4
網・わな	所得割額の納付を要する者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200×1/2	90,200	22	
		法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200×1/2	229,600	56	
		上記に該当しないもの	8,200	729,800	89	
	所得割額の納付を要しない者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500×1/2	-	-	
		法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500×1/2	-	-	
		上記に該当しないもの	5,500	5,500	1	
空 気 銃	法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500×1/2	13,500	5		
	法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500×1/2	21,600	8		
	上記に該当しないもの	5,500	478,500	87		
合 計			16,570,800	1,419		